

お得意様各位

令和7年11月19日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

Windows版 年末調整、給与計算、法定調書プログラムの送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り、誠にありがとうございます。

お待たせしておりました令和7年度Win年末調整、法定調書プログラム、給与計算システムが完成しましたのでお届けします。

つきましては、同封の手順書をご参照の上、インストール作業を進めていただきますようお願い申し上げます。

※令和7年分年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正などがあり、「扶養控除等申告書/基礎・配偶者・特定親族・調整控除申告書」を整えていただく必要があります。
すでに令和7年データの入力を行っていた場合でも、各登録者を呼び出して配偶者、扶養者等の内容確認が必要となりますのでご注意ください。

※12月1日以降給与の支払がない方においては改正前の計算を行う必要があるため、扶養控除等申告書で「R6計算適用」チェックを付けていただく必要もあります。

扶養控除/基配特調申告書 → 個別入力 → 一括計算 → 帳票印刷 の順で行ってください。

- ・給与プログラムの更新を令和7年中に行っても大丈夫です。
- ・マイナンバーデータの年度更新はありません。年末調整等登録データの追加・訂正があったユーザは再搬入を行ってください。
- ・個人住民税給与支払報告書電子申告を行う場合は、事前準備(提出地方公共団体の登録、税目追加)は、プログラムが届く前でも[880]電子申告システム又はeL-TAXにて行えます。事前に登録を進めておくことで電子申請もスムーズに行えます。
- ・給与支払報告書電子申告、法定調書電子申請、源泉徴収高計算書電子申請プログラムにつきましては1月初旬発送を予定しております。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※ご注文又は改正保守のご契約にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

- | | | | |
|----------------------------|----------|------|----|
| ・ Windows版年末調整プログラム | (1契約につき) | CD-R | 1枚 |
| ・ " 給与計算システム | | " | 1枚 |
| ・ " 法定調書プログラム | | " | 1枚 |

取扱説明書

<https://www.ss.tatemura.com/> から確認できます。

案内資料

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ・ 同封物の解説及びバージョン一覧 | 1 |
| ・ 更新作業をする前にデータバックアップを行います | 2～3 |
| ・ Windows11 Windows版プログラムインストール方法 | 4～6 |
| ・ 令和7年 年末調整、法定調書、給与計算プログラム変更内容 | 7～13 |

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00~3:30)
FAX 042-553-9901

以上

ご注文又は改正保守のご契約に合わせて、以下のCD-Rを同封しています。



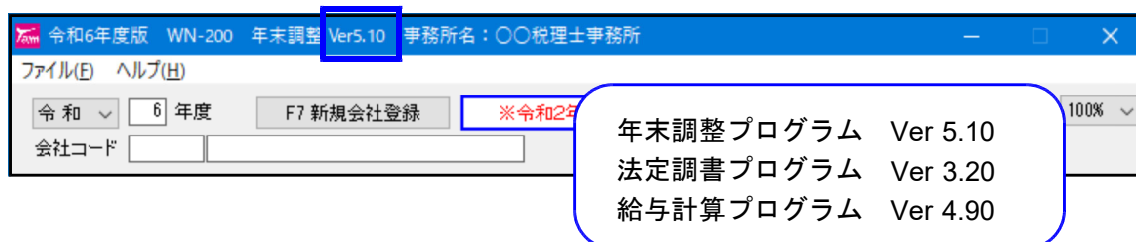
※Windows用CD-Rは機械1台に対して1枚必要です。

NO	ラベル名 及び バージョン	枚数	備 考
1	令和7年度版 WIN年末調整プログラム Ver5.20	1	初めてご注文のお客様には「新規版」を、既にプログラムVer5.10をお持ちのお客様には「更新版」を送付しております。
2	令和8年以降源泉徴収税額表対応版 WIN給与計算プログラム Ver5.00	1	初めてご注文のお客様には「新規版」を、既にプログラムVer4.90をお持ちのお客様には「更新版」を送付しております。
3	令和7年度版 WIN法定調書プログラム Ver3.30	1	初めてご注文のお客様には「新規版」または「新規追加版」を、既にプログラムVer3.20をお持ちのお客様には「更新版」を送付しております。

※各プログラムがコンピュータにインストールされていない場合は『新規版』が必要です。
(法定調書プログラムは、年末調整または給与プログラムをお持ちの場合は『新規追加版』が必要です。)

【更新版をインストールする前に、現在のバージョン確認をお願いします】

各プログラムを呼び出して、現在のバージョンをタイトルバーで確認します。

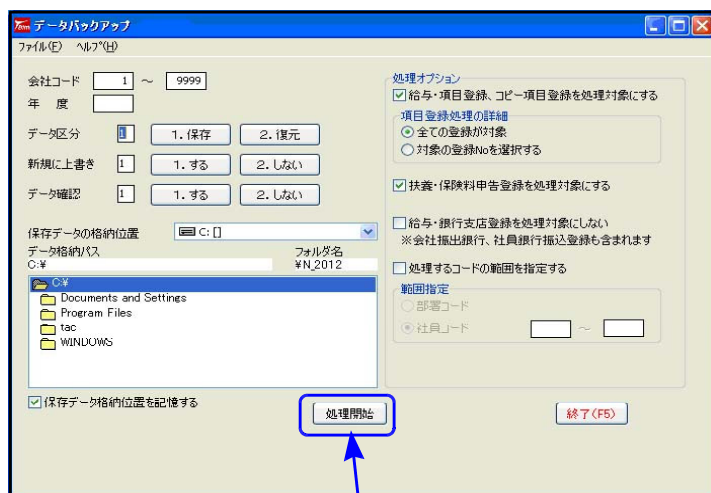


更新作業をする前にデータバックアップを行います

データバックアップ

- ・ 更新前に必ずデータのバックアップをお取りください。
- ・ データはハードディスクにも任意のフォルダ（USBフラッシュメモリ等）にも保存可能です。

※ネットワークでデータを共有している場合、バックアップを行うコンピュータ以外のネットワーク上コンピュータではプログラムを閉じてください※



【会社コード】

保存する会社コードを入力します。

【年 度】

保存年度の指定を行います。（西暦）

【データ区分】

保存する場合は、1. 保存 を選択します。

【新規にデータ上書き】

新規に保存を行う場合・・・1. する
追加分を保存する場合・・・2. しない

※新規に上書きを「1. する」にした場合
保存先データは今回指定したものだけに書き換わります。

【データ確認】

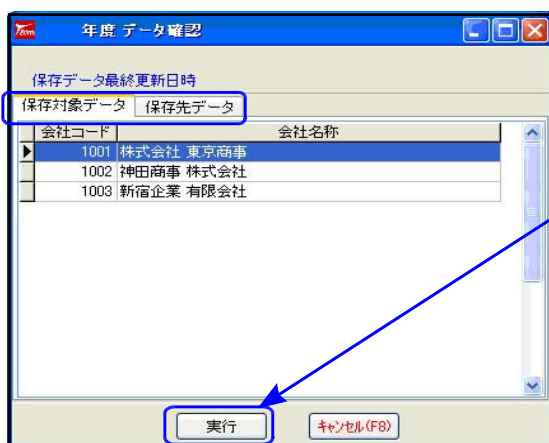
保存対象の会社名と保存先に既に入っている会社名を確認する場合は1. する を選択します。

【保存データの格納位置】

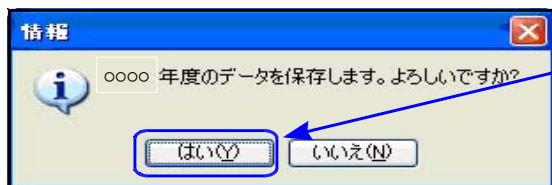
- ・ ハードディスクに保存する場合・・・C:
- ・ 外付けハードディスク、USB
フラッシュメモリ等に保存する場合・・・○:

↑
PCでドライブ名を確認して指定します。

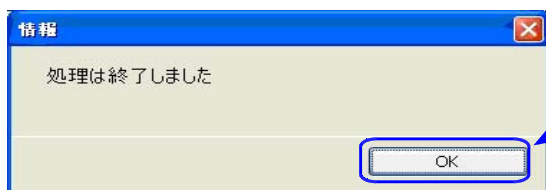
1. 各項目を指定後、**処理開始** にマウスの矢印を合わせて左ボタンを1回押します。（クリック）



2. データ確認を「1. する」にした場合、左図の確認画面を表示しますので、保存対象・保存先のデータを確認します。
保存を開始する場合は、**実行** をクリックします。



3. 年度の確認メッセージを表示します。
保存する場合は **はい** を選択します。



4. 処理が終了すると左図の画面を表示します。
OK をクリックします。

※年調・給与データはN_XXXX } フォルダとして指定したドライブの下に保存します。
法定データはH_XXXX

※1社終了するごとにデータをハードディスクへ保存し、1年の終わりには必ず外付けハードディスク、USBフラッシュメモリ等へデータを保存してください。
ハードディスク機械故障時には、データが消えてしまう可能性があります。必ず控えはお取りください。

◎ プログラム起動に時間がかかる場合は、過年度データをバックアップ後、削除してください ◎

データが多いほど起動に時間がかかりますので、あらかじめ過年度のデータをバックアップ後、必要最小限年度のデータを残して削除していただきますことをおすすめします。

特に、ネットワークで作業を行う場合はデータ量を少なく抑えていただくことで、処理スピードの確保もできます。

データ削除

データバックアップ(各年度ごと)が終わったら、各処理年度で1社ずつ削除を行います。

※年末調整と給与データは同一ですので、どちらかのプログラムで削除を行ってください。
法定調書データは法定調書プログラムで削除を行ってください。

プログラム	データ削除方法
年末調整	登録関連内の会社登録のF6:会社削除で行います
給与計算	会社登録のF6:削除で行います
法定調書	プログラムを起動したときの会社選択リストで、削除する会社をクリックしてF6:削除で行います

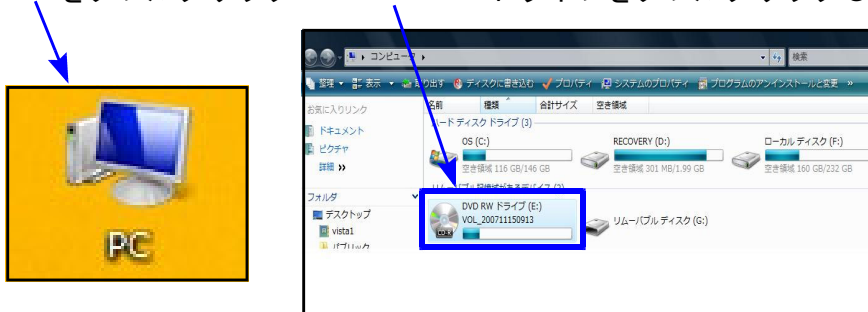
～ 処理年度を間違えないよう、ご注意ください ～

転送前の確認事項

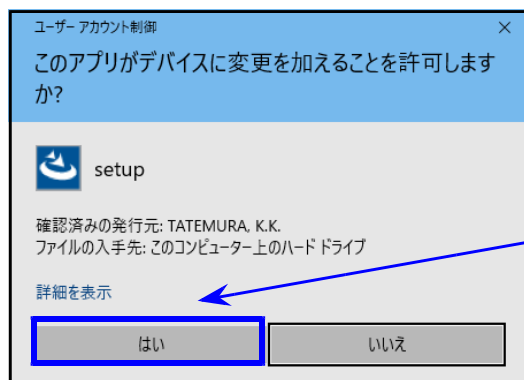
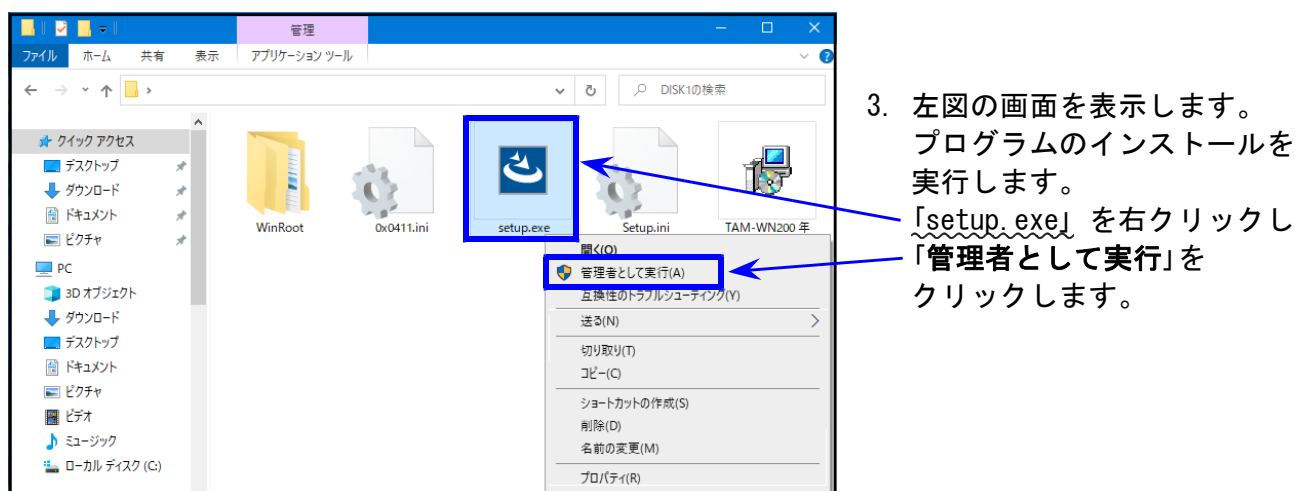
- 現在お使いのプログラムバージョン（P.1参照）を確認してください。
- 転送する前に必ずデータのバックアップを行ってください。
- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了してください。終了せずにインストールを行うとプログラムが正常に動作しないことがあります。（データ破損の可能性もあります）

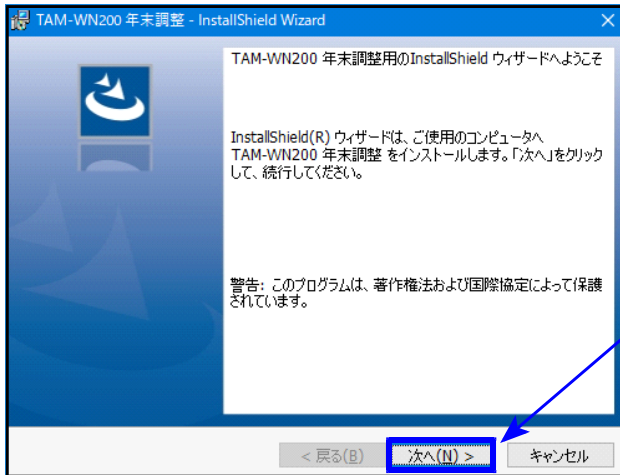
インストール方法

1. 今回送付した各プログラム更新版CD-Rを用意してドライブにセットします。
2. PCをダブルクリック→DVD RWドライブをダブルクリックします。

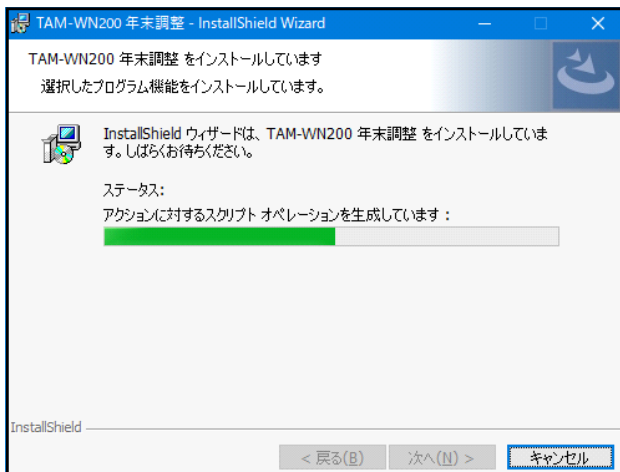


※以下、画面は年末調整プログラムの例です。



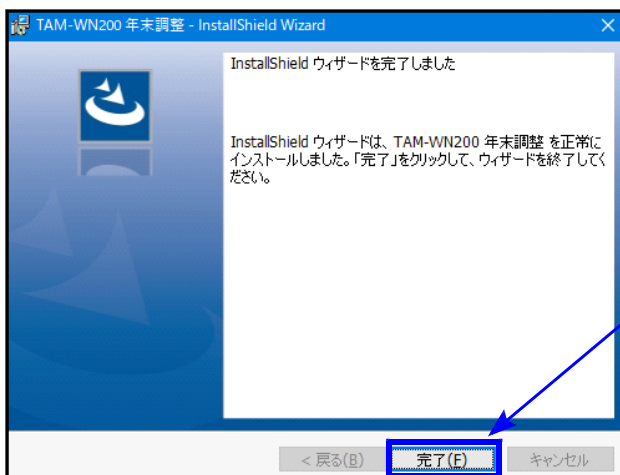


5. 左図の画面を表示します。
「次へ」をクリックします。

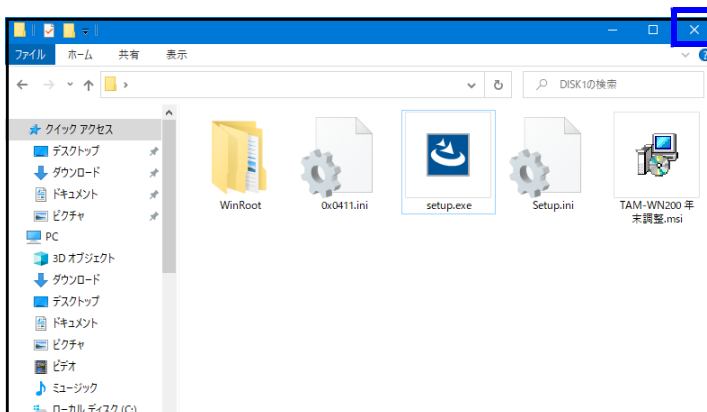


6. 左図の画面を表示します。

インストールが始まります。
7. の画面が出るまでしばらく時間
がかかります。
そのままお待ちください。



7. 「Install Shieldウィザードを完了
しました」と表示したら、
「完了」をクリックします。



8. 左図の画面へ戻ります。
画面右上の「×」をクリックします。

9. 作業が終了したらCD-Rを取り出
します。
別プログラムの更新がある場合は、
CD-Rを入れ替えて、1～7の作業を
行います。

10. インストール終了後、Windowsを再起
動して、各プログラムのバージョンを
確認します。

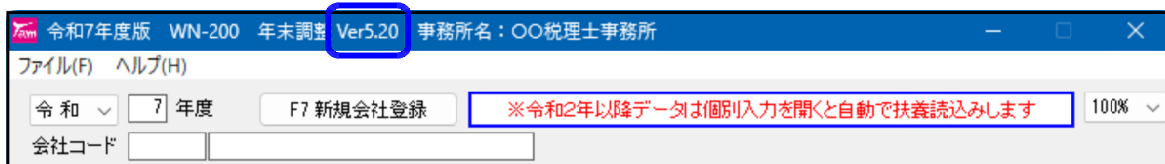
各プログラムのバージョン確認

インストール終了後、Windowsを再起動してプログラムのバージョンを確認します。
※以下、画面は年末調整プログラムの確認例です。



1. マウスの矢印を各プログラムのアイコンに合わせてダブルクリックします。

2. 下図の画面を表示します。
タイトルバーに表示するバージョンを確認してください。



* 更新後の各プログラムバージョン *

年末調整プログラム Ver5.20

更新後、最初の起動時（1回のみ）に特定親族等のテーブル拡張作業が自動で入ります。データが多いほど時間がかかり、停止しているように見えますが、そのまま下の画面が消えるまでお待ちください。

テーブルチェック状況	
テーブルが見つかりません。→ShareInfo.DB	
テーブル構造が定義と異なります。→Shinkoku.db	項目：R6計算適用
テーブル構造が定義と異なります。→Shinkoku.db	項目：特親特別控除合計額
テーブル構造が定義と異なります。→Shinkoku.db	項目：特定親族源泉の数
テーブル構造が定義と異なります。→Shinkoku.db	項目：特定親族源外の数
テーブル再構築中→Fuyo.db	
テーブル再構築中→Nenchou.db	
テーブル再構築中→Persons.db	
テーブル再構築中→Report.db	

法定調書プログラム Ver3.30
給与計算プログラム Ver5.00

以上で更新作業は終了です。

※国税庁「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」データのインポート(受入)は対応しておりません。あらかじめご承知おきます。

● 令和7年分年末調整改正に対応しました。

※令和7年分年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正などがありました。

すでに令和7年データの入力を行っていた場合でも、各登録者を呼び出して配偶者、扶養者等の「扶養控除等申告書/基礎・配偶者・特定親族・調整控除申告書」を整えていただいた上で「個別入力」を開いてください。

個別入力を開くことで扶養控除等の内容が自動で読み込まれ、正しい年末調整計算ができます。

以下の手順で作業を進めていただきますようお願いします。

(年度更新 →) **扶養控除/基配特調申告書 → 個別入力 → 一括計算 → 帳票印刷**

【扶養控除等申告書】

改正前計算について

令和7年12月1日以降給与の支払がない人においては改正前の計算を行う必要があるため、令和7年データに限り、「R6計算適用」チェックボックスを設けました。チェックを付けることで改正後の計算をかけずに判定が変わることを防ぎます。

※12月1日以降給与の支払がない人には、必ずチェックを付けてください。

- ・ 個別入力：赤色のラベルを表示し、改正前の判定、計算を行います。
- ・ 基礎・配偶者・調整控除申告書：令和6年様式で印刷します。
- ・ 一括計算：改正前の判定、計算を行います。計算状況に「R6計算適用」を表示します。
- ・ 扶養控除等申告書
- ・ 簡易徴収簿/源泉徴収簿
- ・ 源泉徴収票(給与支払報告書)
- ・ 年末調整一覧表：R6計算適用者の氏名の前に「*」を付けて印刷します。

所属	社員	氏名	(7) 支給額	(8) 税額	(9) 控除後額	(11) 調整控除後	(12,13,14) 社会保険	(15) 生計
1	1	*国税 太郎	15,080,000	1,792,206	13,130,000	12,980,000	1,085,070	
*	1	4 乙田 次郎	200,000	20,200		0	1,200	

先頭の*は「年調しない」印

扶養親族等の所得要件の改正

改正前48万円以下だった所得要件が58万円以下に変わったため、判定要件を変更しました。

※ご注意ください※

すでに令和7年の扶養者等の所得金額を入力済の場合で、所得要件が変わることで扶養控除対象者となる親族等においては、自動計算はかからないため再度当該者を呼び出して判定をし直す必要があります。

基礎控除の見直し

改正前の基礎控除において、本人の合計所得金額が2,400万円以下の場合の基礎控除は48万円でしたが、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されましたので判定を変更しました。

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	令和6年分 以前	令和7年分 令和8年分
132万円以下	48万円	95万円
132万円超 336万円以下		88万円
336万円超 489万円以下		68万円
489万円超 655万円以下		63万円
655万円超 2,350万円以下		58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

改正された範囲
※非居住者は適用外のため、
この範囲内は58万円

※本人非居住者チェックの追加※
本人が非居住者である判定が必要となったため
「社員登録」にチェックボックスを追加しました。

☒ 非居住者

社員登録で非居住者にチェックが付いている場合は、基礎控除申告書の「基礎控除の額」の枠下に
緑のラベルを表示。印刷では(非居住者)を印字。

基礎控除の額
580,000
本人非居住者

基礎控除の額
(非居住者) 580,000 円

※個別入力では(20) 基礎控除額欄に緑のラベル
を表示します。

基礎控除額	本人非居住者	(20)	580,000
-------	--------	------	---------

・基礎控除申告書以外の帳票には「非居住者」
の印字は行いません。
源泉徴収票等に印字したい場合は摘要欄へ
入力してください。

・非居住者チェックを付け替えたときは、基礎控
除額を必ず確認してください。

給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられましたので判定を変更しました。

令和2年分から令和6年分

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

令和7年分以降 (注1)

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,900,000円まで	650,000円
1,900,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

(注1) 令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用

以上の改正について、「個別入力」「一括計算」「各帳票」においても対応しました。

※配偶者や扶養者の修正・追加を行った後、そのまま一括計算をかけても扶養者情報が
更新されないため計算は変わりません。個別入力を開いた時に扶養者等の自動読み込
みをします。扶養者等の情報に変更があった場合は必ず個別入力を開いてから一括計
算をかけてください。

● 改正以外のプログラム変更点

【扶養控除等申告書】 16歳未満の非扶養者登録対応

調整控除等で、年末調整を行う年によって両親の年収をみてどちらの扶養にするか判断して決めており、「今年は扶養でなくても登録は残しておきたい」というご要望を受け、非扶養者判定用のチェックボックスを設けました。

16歳未満で非扶養者の場合はチェックを付けてください。

扶養控除等申告書では斜線を印字します。

チェックを付けたら、控除欄の背景色をピンクで表示します。

編集No	3	(フリガナ) 国税 太郎	氏名	国税 太郎	生年月日	平成 30/08/10
控除	2	1. する	2. しない	☒ 16歳未満で非扶養者 ☐ 住民税事項の退職手当等を有する欄へ印字する		

3	×	国税 太郎	長男	平成 30/08/10	なし	非	なし
---	---	-------	----	-------------	----	---	----

○ 住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の1及び第47条の1に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)							
16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	個人番号	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	異動の日及び事由		
	氏名	あなたの姓 生年月日		年間所得見込額(※)			
1	国税 太郎	11111111111111111111	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇	0円			

【個別入力】 調整控除の確認メッセージの表示について

今まで「(9) 給与所得控除後の給与等の金額」が850万円を超える場合に必ず表示。

↓
「(9) 給与所得控除後の給与等の金額」が850万円超かつ「(10) 所得金額調整控除額」が「0」の場合にのみ表示するように変更しました。

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当 等	(1) 1,000,000
賞 与 等	(4) 0
計	(7) 1,000,000
給与所得控除後の給与等の金額	(9) 9,050,000
所得金額調整控除額((7)-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0	(10) 0
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)((9)-(10))	(11) 9,050,000

情報

[社員No1: 国税 太郎]
 本人の収入金額が850万円を超えています。
 調整控除はありませんか?
 ※所得金額調整控除申告書の要件欄にチェックが
 付いている場合に調整控除額を計算します。

【源泉徴収簿/簡易徴収簿】 年調「しない」人の印刷について

年調しない人の場合、今まで右側の年末調整欄の金額を印字していませんでしたが、ご要望を受け①～⑧の金額を印刷するよう機能変更しました。

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 1,600,000円	③ 200,000
賞 与 等	④ 0	⑥ 0
計	⑦ 1,600,000	⑧ 200,000

【社員登録リスト】 自動市区町村コード設定の初期値変更

電子申告では市区町村コードは政令指定都市コード(区コードではなく市コード)となるため、「政令指定都市コードを優先する」のチェックを付けた状態を初期値にするよう変更しました。

F3 自動市区町村コード設定 F4 項目置換

☒ 政令指定都市コードを優先する

14100	横浜市
14101	鶴見区
14102	神奈川区

14100 が電子申告で使用するコードです。
※チェックを外すと区コード(14101等)がセットされます。

【年度更新】 特定親族の年度更新対応

年度更新で「4. 特親(源泉)」「5. 特親(源外)」を繰り越せるように対応しました。
また、繰り越し先年度で特定親族の年齢から外れる場合にも対応しました。

※ご注意ください※

- ① 「16歳未満で非扶養者」のチェックを付けていて、次年は16歳に切り替わる場合
年度更新で区分が切替わる際に、「控除する」になります。更新後の年でも控除しない場合は、
扶養控除等申告書で当該者を呼び出して手動で「控除しない」にする必要があります。
- ② 更新オプション初期値での合計所得金額の繰越について
 - ・ 扶養控除等申告書の扶養親族等の所得金額は繰越します。
 - ・ 基礎控除・配偶者控除申告書の本人及び配偶者の所得金額は繰越しません。

初期値は上2つにチェック
が付いています。

基礎・配偶者控除申告書の本人及び
配偶者の所得金額を繰越したい場合は、
一番下の項目欄にチェックを付け
てください。

更新オプション	
☒	給与 月次データ
☒	年調 申告控除
☐	年調 給料・賞与金額
☐	保険料控除申告・金額 基礎・配偶者・調整控除を含む

年度更新後は、各人の合計所得
金額を確認、入力してください。

令和7年 法定調書プログラム変更内容

25.11

● 令和8年以降の「退職所得の源泉徴収票」様式の改正に対応しました。

「番号」欄が追加となりました。

※番号欄は令和8年以降入力可能です。

「番号」欄は令和7年以前の画面にも表示しますが、入力・印刷は令和8年以降に有効です。

● 要望への対応：「支払を受ける者」の一覧画面

支払調書の種類を選択していても、削除等を行うと[全部]リストに戻っていましたが、
削除及び訂正時は選択している種類のままになるよう機能改善しました。

[カーソル]

- ・ 訂正時：訂正した者の位置にとどまります。
- ・ 削除時：カーソルをおいていた者が削除となるため、リストの先頭位置に移動します。

● 改正に対応しました。

源泉徴収税額表

データ入力、及び一括計算において、令和8年1月からの源泉徴収税額表に対応しました。

扶養控除等申告書（基礎・配偶者・調整控除申告書含む）

- ・扶養親族等の合計所得金額要件変更に対応しました。
- ・給与の令和8年以降源泉徴収税額算定に必要な源泉扶養人数等に、特定親族の合計所得金額58万円超～100万円以下の源泉対象者をカウントするよう機能追加しました。
- ・16歳未満で非扶養者とするチェックボックスを追加。当該者が障害者であっても障害者人数にカウントしないよう機能追加しました。

※その他の変更内容につきましては、年末調整変更内容をご参照ください。

年度更新

- ・扶養控除等申告書における特定親族者の更新を追加しました。

社員情報一括訂正

- ・令和8年以降、特定親族の合計所得金額58万円超～100万円以下の源泉対象者を、「扶養親族等人数」にカウントするよう機能追加しました。
- ・16歳未満で非扶養者が障害者の場合、障害者人数にカウントしないよう機能追加しました。

《扶養親族等の合計所得金額要件等が変更になっています》

★令和8年1回目の給与及び賞与の扶養人数は必ず確認してください!!

【扶養控除等申告書にデータを入力していない場合】

扶養人数を確認し、正しい人数を直接「扶養人数」欄に上書訂正してください。

【扶養控除等申告書にデータを入力している場合】

年度更新をただけでは、令和8年の要件での扶養人数にはなりません。必ず各人の扶養控除等申告書を開いてデータを整えてください。

※特に配偶者・扶養者の合計所得金額が48万円超～58万円以下の場合や、特定親族に該当する扶養親族がいる場合には該当する者を呼び出して判定をしてください。

方法1 個別にデータを入力しながら扶養人数を整える

- ① データ入力画面で「扶養(F12)」を押して指定している人の扶養控除等申告書を開きます。
- ② 扶養控除等データを整えて、画面右上の給与扶養人数を確認します。

←令和8年以降、特親(源泉)の「特」欄を表示

- ③ 扶養控除等申告書を終了すると、人数確認の画面を表示します。

扶養人数の入力

扶養控除申告書データがあります

扶養控除申告書人数 [5人]
現在の扶養人数 [3人]

扶養控除データを流用する

扶養人数を指定してください >>

確定

④ 「扶養控除データを流用する」をクリックすると現在の扶養人数に上書きします。

※直接上書きすることもできます。

⑤ [確定] をクリックします。

データ入力 (Ver 4.13)

ファイル(F) 編集(E) ヘルプ(H)

会社
社員 部署

扶養人数 ☐ 計算しない ☐ 書込まない

⑥ データ入力画面に戻ります。扶養人数が確定ボタンを押した時点の人数になります。

方法2 一括で扶養人数を整える

① あらかじめ、扶養控除等申告書をひとりずつ開いてデータを整え、画面右上の給与扶養人数を確認しながら全員分扶養情報を整えておきます。

② 「社員情報一括訂正」を呼び出します。

社員情報一括訂正 Ver.3.50

ファイル(F)

会社コード 2026 年度

集計範囲 2. 部署別 3. 社員別

支給区分 2. 賞与

訂正支給回 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 確定

☒ 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生を扶養人数に加える

基本情報 扶養人数

部署	社員	名前	生年月日	年齢	給与式	賞与式	所得税	雇用保	賞健康	賞厚生	賞介護	支給No	書込
1	1	国税 太郎	1965/09/15	60									

訂正支給回「1」を指定して、[確定] をクリックします。

③ データを集計して表示したら [扶養人数] タブをクリックします。

④ [扶養コピー (F7)] を押し、訂正月次人数に人数が転記されたら [終了 (F5)] を押します。

社員情報一括訂正 Ver.3.50

ファイル(F)

会社コード 2026 年度

集計範囲 2. 部署別 3. 社員別

支給区分 2. 賞与

訂正支給回 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 確定

☒ 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生を扶養人数に加える

基本情報 扶養人数

部署	社員	名前	生年月日	年齢	本人区分	源泉控除対象配偶者	扶養親族等人数	障害者(人数)	障害者(内)同障	算出扶養人数	月次扶養人数	訂正月次人数
1	1	国税 太郎	1965/09/15	60	寡婦ひとり親勤労学生障害者特障害	-	-	3	1	1	5	3
1	16	横浜 洋子	1985/09/01	40	-	-	-	0	1	0	2	2
1	17	渋谷 次郎	1978/11/30	46	-	-	-	1	1	0	2	2

扶養(F3) 終了(F5) 扶養コピー(F7) ファイル(F8) 印刷(F9) 再読込(F10)

[扶養コピーF7]で全員の算出扶養人数を一度に転記

訂正月次人数

5
2
2

情報

修正内容を書き込みます。基本情報は社員登録へ扶養人数、給与・賞与式及び支給年月日は給与・月次データへ書き込みます実行しますか？

はい(Y) いいえ(N)

⑤ 左図の対話を表示します。

[はい] をクリックして、1回目の全員のデータに一括で扶養人数を書き込みます。

⑥ [終了 (F5)] でプログラムを終了します。